

第 205 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 4 年 7 月 12 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 205 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和 4 年 7 月 12 日 (火) 午後 2 時 00 分

2. 閉会年月日 令和 4 年 7 月 12 日 (火) 午後 2 時 23 分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員 (15 人)

会長	4 番	中 村 文 男	
会長職務代理	9 番	川守田 雄 一	
委員	1 番	佐々木 正義	2 番 石 橋 薫
	3 番	夏 坂 元一朗	5 番 夏 堀 健 一
	6 番	梅 内 道 子	7 番 山 田 憲 幸
	8 番	堀 内 重 男	10 番 佐々木 一 雄
	11 番	佐々木 徳 志	13 番 赤 石 敏 文
	14 番	高 橋 勝 敏	15 番 河守田 雄 一
	16 番	工 藤 信 仁	

5. 欠席委員 (1 人) 12 番 三 浦 恵美子

6. 会議書記

事務局長	野 月 正 治
主幹	小田原 孝 治
総括主査	佐 藤 弓 孔

7. 会議日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	報告第 4 号貸貸借合意解約書の受理について
日程第 5	報告第 5 号農地法第 3 条の規定による許可の取消し願いの受理について
日程第 6	議案第 1 7 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 7	議案第 1 8 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第 8	議案第 1 9 号非農地証明交付申請の承認について

中村会長	<p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>5番 夏堀 健一 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p> <p>ご着席ください。</p>
事務局長	<p>ただいまから第 205 回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
中村会長	<p>「あいさつ」</p>
事務局長	<p>本日、12 番三浦恵美子 委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>出席委員は 15 名で、委員定数に達しておりますので、第 205 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p>(午後 2 時 0 5 分)</p>
議長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>6 番 梅内 道子 委員</p> <p>9 番 川守田 雄一 会長職務代理を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p>

<p>小田原主幹</p>	<p>次に、日程第4 報告第4号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。</p> <p>報告の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p> <p>報告第4号について、説明いたします。</p> <p>農用地利用集積計画により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、2件であります。</p> <p>農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和4年5月1日から令和7年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和4年6月7日で、土地の引き渡しの時期は令和4年6月8日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号2番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和4年6月1日から令和9年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和4年6月7日で、土地の引き渡しの時期は令和4年6月8日、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
<p>議長</p> <p>小田原主幹</p>	<p>次に、日程第5 報告第5号「農地法第3条の規定による許可の取消し願いの受理について」を報告いたします。</p> <p>報告の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p> <p>報告第5号について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による許可の取消し願いを受理したので報告するもので、1件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名及び権利の設定を受ける者の住所・氏名は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の取消し理由は、許可後に譲受人が病氣療養中となったため、許可を取消しするものです。</p>
<p>議長</p> <p>小田原主幹</p>	<p>次に、日程第6 議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p> <p>議案第17号について、説明いたします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件で、所有権の移転に関するものです。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>

議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>夏堀 健一 調査員</p>
夏堀調査員	<p>5番 夏堀から説明いたします。</p> <p>去る7月1日、横町農地利用最適化推進委員と南部町役場2階相談室において、議案第17号及び第19号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第17号について、農地法第5条第2項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が自己住宅を建築し、転居するため申請地を取得するものです。調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第17号について、補足いたします。</p> <p>番号1番の申請地の位置ですが、福地・苫米地地区で南部町役場福地支所から北東に約200mの距離に位置し、申請地の北側は宅地、東西側及び南側は農地となっております。</p> <p>農地区分については、「役場の周囲おおむね300m以内の区域」と認められることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>第3種農地の転用は、許可することができることから、転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第17号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第7 議案第18号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>

小田原主幹	<p>議案第 18 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、3 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は畑、期間は 9 年 8 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、期間は 9 年 8 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>議案第 18 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 18 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 8 議案第 19 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 19 号について、説明いたします。</p> <p>非農地証明交付申請の承認に係る案件は 1 件です。</p> <p>なお、別紙資料に案内図と公図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>夏堀 健一 調査員</p>
夏堀調査員	<p>議案第 19 号について、非農地等認定の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>申請理由は、申請人が平成 14 年頃から当該農地の管理ができず、山林化したことから、現況に合わせた登記地目とするため、申請したものです。</p> <p>現地調査の結果、沢伝いの田が山林化しており、農地への再生利用が困難と認められるため、非農地と判断するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>非農地証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 19 号について、補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、名川・剣吉地区で南部町役場から北に約 3.4 kmの距離に位置し、申請地の北側及び東側は山林、西側は国道、南側は原野となっております。</p> <p>非農地等認定の基準となる「肥培管理を廃止し、おおむね 20 年経過したもので、農地等として利用することが困難と認められる土地」と判断されることから、非農地証明の承認は問題ないと考えます。</p> <p>以上補足説明終わります。</p>
議 長	<p>議案第 19 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 19 号「非農地証明交付申請の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 205 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 23 分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p style="text-align: center;">・起立 ・礼 ・直れ ・着席</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 7 月 12 日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....